

出席停止について

保護者様

愛知県立半田東高等学校長

学校保健安全法第19条に基づき、学校で予防すべき感染症にかかっている間は出席停止となります。主治医様とご相談のうえ、適切な処置をとったあと、登校を再開してください。（インフルエンザに限っては、発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過すれば登校可能です。）

出席停止の扱いをするには、感染症証明書の提出が必要となりますので下の証明書、または医療機関発行の証明書を学校へご提出ください。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・きりとりせん・・・・・・・・・・・・・・・・

愛知県立半田東高等学校長殿

学校で予防すべき感染症証明書

生徒氏名 年 組 氏 名 _____

病 名 _____
(診断日 平成 年 月 日)

出席停止の期間

平成 年 月 日から出席を停止することが適切と思われます。

平成 年 月 日から出席することが適当と思われます。

平成 年 月 日

医療機関名 _____

医 師 名 _____ 印

電 話 番 号 () _____